

○ 実績目標(小) 1-5 : 国際化への取組

実績目標の内容及び 目標設定の考え方	経済取引のグローバル化・デジタル化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、一つの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避への対応が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。 このため、租税条約等に基づく相互協議を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、情報交換の円滑な実施等により、国際的な税務上のコンプライアンスの維持・向上を図ります。 また、外国税務当局と知見の共有を図り、協力関係を強化することにより、租税回避等の問題に対応します。
-------------------------------	---

上記の「実績目標(小)」を達成するための「施策」

実1-5-1 : 税務当局間の要請に基づく情報交換
実1-5-2 : 共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施
実1-5-3 : 国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施
実1-5-4 : 相互協議事案の適切・迅速な処理
実1-5-5 : 外国税務当局との知見の共有
実1-5-6 : 開発途上国に対する技術協力

関連する内閣の基本方針等

該当なし

実績目標(小) 1-5 についての評価結果

実績目標についての評価

S 目標達成

評価の理由

全ての施策の評価で目標を達成したことから、「S 目標達成」としました。
なお、各施策の評価の詳細については、後述のとおりです。

実績の分析

(必要性・有効性・効率性等)

国際的な二重課税・租税回避行為(税源浸食と利益移転(BEPS)(用語集参照))等の問題に対応するため、租税条約等に基づく相互協議・情報交換を実施すること、また、開発途上国に対する技術協力(用語集参照)を含め、各国税務当局との経験の共有を図ることは、重要な取組です。

令和6事務年度においては、相互協議・情報交換に適切かつ積極的に取り組んだほか、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等のため、国際会議に積極的に参加し、また、開発途上国への技術協力にも積極的に取り組みました。

施策

実1-5-1 : 税務当局間の要請に基づく情報交換

取組内容

国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、執行面での国際的な協力の機運が一層高まっており、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換が注目されています。

このような状況の中、G20参加国・地域や途上国を含む約172か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」では、情報交換の効果的な実施のため、制度・執行の両面における各国の状況について審査を行っています。

国税庁としては、情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することに

	より、海外取引を把握・解明して適正な課税・徴収を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対する的確かつ迅速に対応します。
--	---

定量的な測定指標

[主要] 実1-5-1-A-1：情報提供 要請に対する90日以内 の対応 (単位：%)	事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	100	100
(出所) 長官官房国際業務課調 (注1) 数値は、外国税務当局からの情報提供要請の件数のうち、要請された情報の提供又は提供に向けた進捗状況の通知を90日以内に行った件数の割合です。 (目標値の設定の根拠) 外国税務当局からの情報提供要請への対応が的確・迅速に行われているかを測定するため、90日以内の対応割合を指標として設定しています。目標値は、「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」において、「外国税務当局からの情報提供要請に対して、要請を受けた日から90日以内に、要請された情報の提供又は進捗状況を通知する」とされていることを踏まえ、100%としています。 なお、90日以内に「情報の提供」が困難な場合には、「提供に向けた進捗状況の通知」を行うことで、相手国との良好なコミュニケーションが維持されることになります。 ○参考指標1「租税条約等に基づく情報交換件数」						

目標の達成度	○
目標の達成度の 判定理由	外国税務当局からの要請に対する迅速な対応について、会議や研修等を通じて職員への周知を図り、迅速かつ確かな情報交換の実施に取り組みました。 その結果、各事案の困難性・複雑性により回答に要する期間は異なりますが、いずれの事案についても、外国税務当局から要請を受けた日から90日以内に要請された情報の提供又は進捗状況の通知を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実1-5-1に係る参考情報

参考指標1：租税条約等に基づく情報交換件数 (単位：件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
情報交換件数	822,243	867,918	829,730	882,912	1,050,255
うち個別事案について 外国に要請したもの	638	639	641	737	505
うち個別事案について 外国から要請されたもの	251	128	252	202	326

(出所) 長官官房国際業務課調

(注) 共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報及び国別報告事項(CbCR)(用語集参照)の情報交換件数は除いています。

施策	実1-5-2：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施
取組内容	平成26年にOECDで「共通報告基準（CRS）」が策定されたことを受け、平成27年に租税条約等実施特例法等が改正され、非居住者が保有する金融口座に関する情報（口座保有者の氏名、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）について、国内金融機関等から国（国税当局）に報告する制度が導入されました。 平成30年以降は、国内金融機関等から4月末までに報告された日本非居住者の金融口座情報について、租税条約等に基づき、9月末までに外国税務当局へ情報提供を行うとともに、外国税務当局からも、その国（地域）の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報の提供を受けています。 国税庁では、租税回避等の問題に対応していくため、外国税務当局との協力関係の強化に努めるとともに、CRSに基づく情報交換を的確に実施します。
定性的な測定指標	
[主要] 実1-5-2-B-1：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施 （令和6事務年度目標） 租税回避等の問題に対応していくため、外国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施します。 （目標の設定の根拠） 外国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を円滑かつ的確に実施することは、租税回避等の問題に的確に対応するために重要であることから、目標として設定しています。 ○参考指標1「共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の交換件数」	
目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） CRSに基づく金融口座情報の交換を円滑かつ的確に実施するため、外国税務当局と多国間又は二国間の協力関係を強化するとともに、適時のコミュニケーション等を通じて、情報交換で生じた問題を解決しました。また、本情報交換枠組みの適切な運用を担保するための国際的な審査（相互審査）に対応するとともに、審査を受けて国内金融機関等の的確な報告を支援する環境整備を促進しました。 （目標の達成度の判定理由） 外国税務当局との協力関係を強化するため、各種国際会議に参画し、国税庁の取組を紹介するなど知見の共有を図ったほか、適時の二国間コミュニケーション等を通じて、情報交換で生じた技術的な問題を解決しました。 また、我が国を対象とした相互審査に適切に対応するとともに、他国を対象とした審査及び各国の審査報告書の作成に係る議論に参画し、本情報交換枠組みの適切な運用を確保するための国際的な取組に貢献しました。 さらに、相互審査及び令和6年度税制改正による報告制度の見直しを受け、情報交換相手国に的確な情報を提供するため、説明会の実施や各種リーフレットの作成など、国内金融機関等への周知・広報に積極的に取り組んだほか、報告事項の提供に関する各種手続が適切にされているかを確認するための国内金融機関等への調査を的確に実施しました。 なお、令和6事務年度には、日本居住者の海外金融口座情報2,745,374件を101か国・地域から受領し、諸外国居住者の日本国内金融口座情報328,034件を84か国・地域に提供しました。 このように、外国税務当局との協力関係を強化し、国内金融機関等の的確な報告を支援する環境整備を促進するなど、CRSに基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 今後も状況に応じた的確な実施に取り組めます。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実1-5-2に係る参考情報

参考指標 1：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の交換件数

（単位：国・地域、件）

事務年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
提供	国・地域数	70	77	78	80	84
	交換件数	650,558	651,794	532,037	510,782	328,034
受領	国・地域数	87	94	95	93	101
	交換件数	1,906,896	2,500,664	2,526,181	2,455,288	2,745,374

（出所）長官官房国際業務課調

施策	実1-5-3：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施
取組内容	多国籍企業による税源浸食と利益移転（BEPS）の問題を踏まえ、BEPS報告書（用語集参照）において、多国籍企業グループに対し、最終親会社等の居住地国の税務当局に国別報告事項（CbCR）の提供を義務付けるとともに、最終親会社等の居住地国の税務当局に対しては、提供を受けたCbCRを、租税条約等に基づき、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に提供するとの勧告が示されました。 これを受け、平成28年に租税特別措置法等が改正され、最終親会社等が日本にある総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループに対してCbCRの提供を義務付ける制度が導入されました（平成28年4月1日以後に開始する会計年度から適用）。 平成30年以降、最終親会社等が日本にある多国籍企業グループから提供されたCbCRについては、租税条約等に基づき、その最終親会社等の会計年度終了の日の翌日から15か月以内（初年度は18か月以内）に、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に提供するとともに、外国税務当局からも、日本に構成会社等が所在する多国籍企業グループのCbCRについて提供を受けています。 国税庁では、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対し移転価格税制等を適切に運用するため、多国籍企業グループの国、地域ごとの活動状況等に関する情報を各国税務当局間で共有し、CbCRの情報交換を的確に実施します。
定性的な測定指標	
[主要] 実1-5-3-B-1：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施	
（令和6事務年度目標） 多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、移転価格税制等を適切に運用するため、多国籍企業グループの国、地域ごとの活動実態に係る情報を各国税務当局間で共有し、CbCRの情報交換を的確に実施します。	
（目標の設定の根拠） CbCRの情報交換は、BEPS報告書の勧告により円滑な実施が求められており、この情報交換を的確に実施することは、外国税務当局との協力関係を強化することになります。また、多国籍企業グループの国・地域ごとの活動実態を各国税務当局間で共有することは、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のために重要であることから、目標として設定しています。	
○参考指標1「国別報告事項（CbCR）の情報交換件数」	

目標の達成度		○
実績及び目標の達成度の判定理由	(実績)	C b C R の情報交換を円滑かつ的確に実施するため、外国税務当局と多国間又は二国間の協力関係を強化するとともに、適時のコミュニケーション等を通じて、情報交換で生じた問題を解決しました。 また、多国籍企業グループから確実に C b C R を受領するため、制度の広報や、技術的な問題に関する相談対応などを行い、円滑に報告を受領しました。
	(目標の達成度の判定理由)	外国税務当局との協調関係の強化を図るとともに、情報交換相手国の C b C R 制度の適格性（情報セキュリティの確実性や制度の目的に沿った活用方法など）をモニタリングし、不適格と認められる場合は相手国への提供を差し控える、さらには、基準と異なる方法で C b C R を収集しようとする国等には多国間または二国間の枠組みを用いて改善を求めるなど、情報交換の的確な実施に取り組みました。また、多国籍企業グループ等への制度周知等に積極的に取り組みました。 なお、令和 6 事務年度には、外国所在の多国籍企業（最終親会社）1,875 グループ分の C b C R を 57 か国・地域から受領し、日本所在の多国籍企業（最終親会社）981 グループ分の C b C R を 75 か国・地域に提供しました。 このように、C b C R の情報交換の的確な実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 今後も状況に応じた的確な実施に取り組みます。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実 1-5-3 に係る参考情報

参考指標 1：国別報告事項（C b C R）の情報交換件数 （単位：国・地域、グループ）

事務年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
提供	国・地域数	57	60	61	68	75
	グループ数	898	901	866	927	981
受領	国・地域数	53	53	53	58	57
	グループ数	2,186	2,246	2,237	2,315	1,875

（出所）長官官房国際業務課調

施策	実1-5-4：相互協議事案の適切・迅速な処理
取組内容	国税庁では、移転価格課税等による国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等の規定に基づき外国税務当局との相互協議を実施してその解決を図っています。 また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議を実施しています。 このような相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、対面による協議だけでなくオンラインや電話会議を活用した非対面での協議の実施を含め、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組みます。

定性的な測定指標	
[主要] 実1-5-4-B-1：相互協議事案の適切・迅速な処理	
(令和6事務年度目標) 相互協議事案を適切・迅速に処理するため、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組みます。	
(目標の設定の根拠) 外国税務当局との間で機動的かつ円滑な相互協議を実施することは、国際的な二重課税の問題に対処するために重要であることから、目標として設定しています。	
○参考指標1「相互協議事案の処理状況」 ○参考指標2「OECD非加盟国との相互協議事案の処理状況」 ○参考指標3「相互協議事案の平均処理期間」	

目標の達成度	
○	
実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 対面による会議に加え、必要に応じてオンライン等を活用した非対面による会議を活用し、各国の税務当局と連絡を密にしながら、効果的・効率的に協議を進めました。
	また、新興国に対しては、協議の機会を捉えて、国際的な課税ルールの浸透を図るとともに、建設的な議論が行われることで事案処理が促進されるよう、相互協議の手続や進め方に関する知識やベストプラクティスを共有し、協議の進捗に努めました。
	(目標の達成度の判定理由) 相互協議の適切かつ迅速な処理に向けて積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実1-5-4に係る参考情報

参考指標1：相互協議事案の処理状況 (単位：件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
発生	内146 185	内188 246	内243 301	内167 212	内194 280
処理	内122 155	内130 186	内146 191	内158 219	内194 242
繰越	内431 572	内489 632	内586 742	内595 735	内595 773

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る件数を示します。

参考指標2：OECD非加盟国との相互協議事案の処理状況 (単位：件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
発生	内34 41	内49 76	内65 101	内43 65	内62 112
処理	内20 42	内33 59	内24 39	内37 74	内85 104
繰越	内173 256	内189 273	内230 335	内236 326	内213 334

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る件数を示します。

参考指標 3：相互協議事案の平均的処理期間

(単位：月)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
処理期間	内29.2 30.3	内31.6 31.6	内30.5 30.2	内35.8 31.8	内42.4 39.6

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る期間を示します。

施策	実1-5-5：外国税務当局との知見の共有
取組内容	国際的な脱税等への対応や二重課税の排除に加え、納税者サービスの向上やコンプライアンスの向上等も各国に共通する税務執行上の課題となっていることから、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の策定に関する議論へ積極的に参画します。また、アジア税務長官会合（SGATAR）（用語集参照）、OECD税務長官会議（FTA）（用語集参照）をはじめとするOECD関連会議等の多国間の国際会議や二国間会合を、オンラインでの実施を含め有効に活用し、外国税務当局と諸問題に関する知見の共有を図ります。
定性的な測定指標	
[主要] 実1-5-5-B-1：外国税務当局との知見の共有 （令和6事務年度目標） 各国共通の税務執行上の諸問題について、多国間会合及び二国間会合を通じて、外国税務当局との間で知見の共有を図ります。 （目標の設定の根拠） 各国税務当局が共通して抱える諸問題について知見の共有を図ることは、国際課税等に関する問題解決のために重要であることから、目標として設定しています。 ○参考指標1「税務当局間の主な国際会議」	
目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） OECD等の国際会議へ積極的に参画し、二つの柱（用語集参照）からなる経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応に執行の観点から貢献したほか、アジア税務長官会合（SGATAR）やOECD税務長官会議（FTA）関連会合等において、税務行政のデジタル化、キャパシティビルディング（開発途上国税務当局の能力構築への協力）等について各国税務当局と経験の共有を図るとともに、開発途上国への技術支援及び税源浸食と利益移転（BEPS）対策の着実な実施や税分野における協調的な関係の強化等に取り組みました。 （目標の達成度の判定理由） 国際会議への参画を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針（OECD移転価格ガイドライン（用語集参照）等）の整備に引き続き貢献しました。また、BEPS対策の実施、二つの柱からなる経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応、税の安定性の向上、開発途上国への技術支援等の各国共通の問題に関し、オンライン形式での参加を含むOECD関連会議やアジア税務長官会合（SGATAR）等の多国間会合、SGATAR研修（国際機関と共催で国内（東京）において開催）等を通じて、知見の共有や問題解決に取り組み、各国税務当局との協力強化に努めました。 このように、各国税務当局に共通する諸問題に関して知見の共有を図り、その解決に取り組んだことから、達成度は「○」としました。
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実1-5-5に係る参考情報

参考指標 1：税務当局間の主な国際会議

会 議 名	検 討 状 況
アジア税務長官会合 (SGATAR) (令和6年10月開催)	令和6年10月、韓国において、アジア太平洋地域の税務当局の長官クラスが参加する会合が開催され、「紛争の防止及び解決の効果的なメカニズム」、「税務行政のデジタル化」及び「租税政策及び税務行政に関する近年の動向」について意見交換が行われました。
OECD税務長官会議 (FTA) 関連会議 (令和6年11月、令和7年5月開催)	令和6年11月、ギリシャにおいて、FTA参加国全体による本会合が開催され、参加国の税務当局の長官が参加しました。本会合では、税務行政のデジタルトランスフォーメーションや、二つの柱の解決策の実施と税の安定性、税に関するキャパシティビルディング（開発途上国税務当局の能力構築への協力）等について意見交換が行われました。 また、令和7年5月、フランスにおいて、日本を含む主要な参加国の税務当局の長官が参加する、FTAの運営部会であるビューロ会合が開催され、FTA全体の活動方針や令和7年の本会合の議題等について議論が行われました。
SGATAR研修 (令和7年3月開催)	国税庁・アジア開発銀行共催で国内（東京）において開催され、アジア太平洋地域の税務当局実務者クラス29名が参加し、国際機関職員・国税庁職員ほか外国税務当局職員も講師等を務め、滞納の未然防止や徴収事務の効率化、徴収共助に関するワークショップが行われました。

(出所) 長官官房国際業務課調

施策		実1-5-6：開発途上国に対する技術協力					
取組内容	税務行政に関する技術協力は、開発途上国の税務行政の改善・向上を支援することを目的としています。また、こうした協力により、日本の税務行政に対する理解者が育成され、両国税務当局間の協力関係の強化が図られるほか、投資環境の改善を通じ我が国経済への貢献も期待されます。 このような観点から、政府開発援助（ODA）の枠組みなどの下、主にアジアの開発途上国職員を対象として、日本国内で実施される研修への受入れや現地への講師等の派遣を中心に、要望があればオンラインも活用しながら、国際課税、納税者サービス、徴収などの税務行政上の諸問題に関する知識・経験の提供に積極的に取り組みます。 なお、技術協力の実施に当たっては、B E P Sなど国際課税に関する国際的な取組の動向、相手国税務当局の要望などを踏まえつつ、我が国の知識・経験を効果的かつ効率的に提供するように取り組みます。						
	定量的な測定指標						
	[主要] 実1-5-6-A-1：開発途上国に対する技術協力の満足度 (単位：%)	会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		目標値	—	—	90	90	90
実績値		92.4	93.0	98.9	99.3	99.5	
(出所) 税務大学校調 (注1) 数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査において、研修内容の有用性について「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。 (注2) 数値（割合）は、それぞれの研修のアンケートで得られた数値を単純平均したものです。 (注3) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.192に記載しています。 (注4) 令和4年度において、従前の2つの指標（「受入研修」、「職員派遣」）を統合しました。令和2年度及び3年度のそれぞれの指標の実績値は、受入研修:95.5%、93.3%、職員派遣:89.2%、93.9%です。							

	(目標値の設定の根拠) 開発途上国に対する技術協力として実施した研修の満足度を測定するため、研修受講者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。
	○参考指標1「開発途上国に対する技術協力」

目標の達成度		○
目標の達成度の判定理由	開発途上国における税務行政の改善・向上のため、開発途上国の税務職員に対して講義・視察等の研修を実施しました。 実施に当たっては、開発途上国側のニーズを踏まえるだけでなく、それぞれの税務行政の現状や課題も把握した上で、講義内容の決定や研修教材の作成を行いました。また、研修分野に関する十分な知識と経験を有する職員を講師とするなど、技術協力が各国の税務行政の改善に有用なものとなるよう努めました。 これらの支援は、アジア諸国を中心とする税務当局との協力関係の強化及びそれら諸国の投資環境の改善にも資するものです。 令和6年度は、相手国からのニーズが高い対面開催を中心に実施するとともに、要望に応じてオンラインも併用するなど、様々な方式による研修を行いました。 こうした取組の結果、技術協力の満足度は99.5%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。	

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実1-5-6に係る参考情報

参考指標 1：開発途上国に対する技術協力

① 受入研修

(単位：国、人)

会計年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国際税務行政セミナー (ISTAX) (一般)	国数	-	14	3	8	11
	人数	-	14	3	8	12
国際税務行政セミナー (ISTAX) (上級)	国数	-	10	5	8	10
	人数	-	10	5	8	11
国税庁実務研修	国数	7	8	5	7	9
	人数	9	9	6	13	17
国際課税研修	国数	-	6	4	8	8
	人数	-	11	6	8	8
国別税務行政研修	国数	1	2	4	4	6
	人数	15	136	355	61	53
合 計	国数	8	40	21	35	44
	人数	24	180	375	98	101

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注1) 「合計(国数・人数)」は、延べ数となります。

(注2) 令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響や相手国からの要望により、一部の講義をオンラインで実施しています。

②職員派遣

(単位：国、人)

会計年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
短期のもの	派遣国数	2	2	3	2	3
	派遣人数	3	8	6	4	5
長期のもの (1年以上)	派遣国数	4	4	3	3	3
	派遣人数	4	4	3	3	3
合 計	派遣国数	6	6	6	5	6
	派遣人数	7	12	9	7	8

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注1) 「合計(派遣国数・派遣人数)」は、延べ数となります。

(注2) 令和5年度及び6年度は、「短期のもの」の一部の研修について、オンラインを併用し現地の別会場に配信しました。

(注3) 「長期のもの(1年以上)」は、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的としたJICAの「長期専門家」として派遣した職員の数値です。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(実1-5-1：税務当局間の要請に基づく情報交換)

租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して迅速かつ的確に対応します。

(実1-5-2：共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施)

租税回避等の問題に対応していくため、各国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施します。

(実1-5-3：国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施)

多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のため、CbCRの情報交換を的確に実施します。

(実1-5-4：相互協議事案の適切・迅速な処理)

協議相手国の税務当局と連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に努めるとともに、税務当局間の会議等の機会も通じて関係の構築を図り、相互協議の適切・迅速な処理に取り組みます。

(実1-5-5：外国税務当局との知見の共有)

国際会議への参加を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等に貢献するとともに、各国税務当局との知見の共有を図ります。

(実1-5-6：開発途上国に対する技術協力)

各国税務当局との関係強化、また、投資環境改善のため、開発途上国に対し、税務行政上の諸問題に関する知識・経験等の技術協力を実施します。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見		該当なし				
実績目標に係る予算額		令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	行政事業レビューに係る予算事業ID
		上記の実績目標に関連する予算額はありません。				
実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策		該当なし				
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報		国税庁レポート 2025（令和7年6月国税庁）				
前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況		（実1-5-1：税務当局間の要請に基づく情報交換） 租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して迅速かつ的確に対応しました。 （実1-5-2：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施） 租税回避等の問題に対応していくため、各国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施しました。 （実1-5-3：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施） 多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のため、CbCRの情報交換を的確に実施しました。 （実1-5-4：相互協議事案の適切・迅速な処理） 協議相手国の税務当局と連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に努めるとともに、税務当局間の会議等の機会も通じて関係の構築を図り、相互協議の適切・迅速な処理に努めました。 （実1-5-5：外国税務当局との知見の共有） 国際会議への参加を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等に貢献するとともに、各国税務当局との知見の共有を図りました。 （実1-5-6：開発途上国に対する技術協力） 各国税務当局との関係強化、また、投資環境改善のため、開発途上国に対し、税務行政上の諸問題に関する知識・経験等の技術協力を実施しました。				
担当部局名	長官官房（国際業務課、相互協議室）、課税部（課税総括課）、調査査察部（調査課）、税務大学校			実績評価実施予定時期	令和7年10月	